

## 特定鳥獣保護管理計画の変更について

森林整備課

### 1. 変更内容

くくりわなの規制について、「イノシシ及びニホンジカを捕獲する目的で仕掛けるくくりわなは、その輪の直径の大きさを12cm以下から15cm以下とする」よう規制の内容を一部変更する。

### 2. 経緯

- H19.4.16 ・「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」の改正規則が施行  
くくりわなの構造等について規制（輪の直径12cm以下、締付け防止金具の装着、よりもどしの装着、ワイヤーの太さ4mm以上）の実施
- H20.7.11 ・社団法人島根県猟友会よりくくりわな規制の緩和を求める要望書が提出
- 7.28 ・くくりわな規制に関する検討会の開催  
出席者：津和野町・県猟友会・農業共済連合会・島根大学教授・中山間C  
内 容：ツキノワグマの手足の大きさのデータから、輪の直径を15cm以下に設定しても錯誤捕獲の可能性が低いこと等を事務局より説明  
⇒12cm以下→15cm以下（輪の直径）とすることで検討会の総意を得る
- 8.4～・隣接県及び市町等との協議  
内 容：全ての団体から異議なしとの回答を得る
- 9.4 ・特定鳥獣保護管理計画変更に係る公聴会の開催  
出席者：動物愛護協会・JA中央会・森林管理署・県森連・県猟友会・県野生生物研究会  
内 容：事務局より変更内容（案）を説明  
⇒島根県のイノシシ被害等の実情を勘案すれば変更内容は妥当との意見を得る
- 9.29 ・島根県自然環境保全審議会鳥獣保護部会の開催・諮問  
内 容：島根県の被害の実情等を勘案すれば変更内容は妥当との意見を得る